

オンデマンド セミナー  
今や、内部統制整備・コンプライアンス強化、不祥事防止のかなめ  
**機能する内部通報制度の重要ポイント**

《規程例》企業倫理ホットラインに関する規程(案)付  
解説 浜辺 陽一郎(元 弁護士)氏 青山学院大学 法学部 教授

制作 (株)経営コンサル 問合せ(03)3501-6811 E-mail:con@sul.co.jp

《オンデマンドセミナー 販売要領》

【配信日時】	～ 2024年9月30日 何回でも視聴可
【収録時間】	セミナー会場収録 約3時間
【申込方法】	HP: <a href="https://www.sul.co.jp/publics/index/34/">https://www.sul.co.jp/publics/index/34/</a> から
【申込費用】	1URLにつき33,000円 (資料代・税込)
【支払方法】	申込受付後、URLと併せて請求書を添付いたします

**令和2年改正の公益通報者保護法が令和4年6月1日に施行され、内部通報制度の見直し、再構築の必要性が課題となっている。**

本セミナー(WE B)では、令和3年8月20日内閣府告示第118号に出された指針等を踏まえて不祥事防止やコンプライアンス経営の推進に向けて、内部統制整備、企業価値向上への重要な意義を有する内部通報制度の整備・運用の具体策のポイントを解説する。

**I 公益通報者保護法の趣旨と内容**

- 1 その目的と考え方
- 2 公益通報者保護法の意義
- 3 公益通報者保護法の改正の注目ポイント

**II 公益通報者保護法に基づく指針等の趣旨**

- 1 従前の「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」
- 2 公益通報者保護法に基づく指針等に関する検討委員会報告書(令和3年4月)
- 3 「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」(令和3年8月20日内閣府告示第118号)
- 4 事業者にとっての内部通報制度の意義

**III 内部通報制度の制度設計上の諸問題**

- 1 内部通報制度の基本的考え方  
内部通報制度の定義～ 通常の業務ラインとの関係  
会社が自らの責任と費用で窓口を設けている意義  
内部統制によるコンプライアンスの推進 事業者に求められる体制整備の具体的内容

**日本監査役協会の報告**

**IV 内部通報制度を機能させるための工夫と着眼点⇒重要ポイント**

自浄を促し、有効に機能させるための設計上の留意点  
「作ってはみたけれど…」とならないように

**V 運営上の諸問題**

- 1 通報受領時の対応～内部通報があった場合のポイント
- 2 調査を開始するか否かの判断
- 3 調査方法  
内部通報による調査ということは、なるべく伏せるのが得策  
調査における匿名性確保  
調査に関する明確な同意を確認したうえで、調査開始
- 4 コンプライアンス・プログラム全体の中の位置付けと体制整備
- 5 調査結果の検討段階の書門男
- 6 調査結果に基づく是正措置
- 7 通報が虚偽・不当な場合の対応
- 8 記録の保管、運用実績の労働者等及び役員への開示に関する措置
- 9 内部通報制度の見直し・検証と改善の必要性

**VI 内部通報で問題となりやすい領域における具体的対応方法**

《規程例》企業倫理ホットラインに関する規程(案) 添付